

令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務仕様書

1 業務の目的

県民を対象に、野生鳥獣のシカ・イノシシ等による農林水産業被害の現状や狩猟の社会的役割と魅力を伝える狩猟フェスタ及びわな猟体験ツアーを行い、狩猟者の増加と担い手の育成につなげる。

2 履行期間

本事業の履行期間は、契約締結日から令和9年2月28日までとする。

3 業務の概要

本業務は、「狩猟フェスタ」及び「わな猟体験ツアー」に係る以下の業務を実施し、開催当日の記録写真等を取りまとめて実績報告を行う。

業務の実務や実績報告の内容の詳細等については、県と協議し決定すること。

4 狩猟フェスタ

(1) 狩猟フェスタの概要

広く県民に対し、狩猟の魅力や重要性を伝えるイベントを開催する。狩猟フェスタの企画及び広報、出展者の募集、会場設営撤去、運営管理、フェスタ開催に係る経費及び講師への報償費の支払い等を行う。

(2) 開催時期及び場所

狩猟フェスタは令和8年10月10日（土）に実施するものとし、開催場所は「高知らばさんセンター（高知市布師田3992-2）」とする。

なお、会場は設営準備のために、前日の令和8年10月9日（金）及びイベント当日の令和8年10月10日（土）を県が仮予約している。

(3) 対象者

狩猟フェスタは県民に加えて農林水産業従事者、農林水産業団体、狩猟者、学生、猟友会、市町村、県関係機関等に対して開催すること。なお、目標来場者数は2,150人以上とする。

(4) 会場設営

狩猟フェスタの会場設営の内容を検討し、前日までに会場本部、出展小間、休憩ブース、実演及び発表等のためのステージ、喫煙所、その他狩猟フェスタを開催するにあたり必要な施設を設営すること。

(5) 実施内容

来場者の年齢や性別を問わず楽しみながら狩猟の魅力等を実感してもらい、かつ、狩猟に関して関わりのない又は知識がない方でも、狩猟の社会的役割や重要性等を理解してもらえるような内容にすること。

ア 体験等を通じて狩猟を知ってもらい、狩猟免許取得へとつなげる企画

- ・ハンティングシミュレーションによる狩猟の模擬体験企画を実施すること。

なお、使用する機器については県から貸与する。

- ・名人によるはこわな、くくりわな、銃猟の模擬実演を実施すること。
なお、実演する講師は県と調整し、講師への報酬費は旅費を含み一式60,000円 (税抜き) で見積もること。
- ・狩猟免許取得相談窓口を設置すること。
なお、窓口の対応は県及び共催者の一般社団法人高知県猟友会が行う。
- ・来場者が狩猟を具体的に理解できるよう、猟具や狩猟に用いる道具を販売する出展者を確保すること。
- ・来場者が狩猟の魅力や野生鳥獣による農林水産業の被害等を具体的に理解できるように、来場者が相談や説明を受けられる場を設けること。
なお、説明する講師は、県と調整し、報酬費は旅費を含み一式60,000円 (税抜き) で見積もること。

イ 集客につながる企画

- ・ジビエ料理を販売する出展者を多く確保すること。
- ・捕獲鳥獣の骨や皮革などを有効活用した商品を製造販売している出展者を確保すること。
- ・捕獲鳥獣の骨や皮革を活用したワークショップ等を実施できる出展者を確保すること。

ウ 狩猟や野生鳥獣問題等を伝えることを目的とした普及啓発の企画

- ・普及啓発用のパネル展示を行うこと。
なお、内容については県と協議のうえ決定すること。
- ・狩猟や野生鳥獣問題等に関する講演を開催し、普及啓発を行うこと。

エ その他

- ・ア～ウまでの実施は基本とし、これ以外に事業効果のある内容があれば併せて提案いただき、県と協議し決定すること。

(6) 準備

業務内容に関する「実施計画書」、県の「運営マニュアル」、ステージの「進行台本」を作成すること。

(7) 運営業務のうち、清掃・ごみ処理用務

会場内の清掃及びごみ処理を適時行うこと。

(8) 通信運搬業務

出展者の募集、説明、募集に係る資料等の発送等の業務を行うこと。

(9) イベント保険への加入

万一に備え、イベント保険に必ず加入すること。

(10) 感染症対策

開催時期の感染症の発生状況に応じた感染症対策をとり、衛生管理を講ずるものとする。

(11) 広告業務

ア デザイン等

広報に使うデザインやキャッチコピー等は受託者が考案すること。特にポスター・チラシについては若い世代の集客促進に効果的な内容とし、受託者が製作するこ

と。また、掲載内容の詳細については県と別途協議のうえ決定すること。

イ 印刷物

広報物等の最低数量は以下のとおりとする。

なお、ポスター・チラシの校正は、県が校了とするまで行い、県の指定箇所（約260か所を想定）に指定する数を配布するとともに、残数は県へ納入すること。以下の（ア）～（ウ）の内容について、県と協議のうえ決定すること。

（ア） ポスター：A2、フルカラー、300部

（イ） チラシ：A4、両面カラー、10,000部

ポスターとチラシについては納品期限、令和8年8月28日

（ウ） 来場者用配付資料：A4、フルカラー、両面8ページ（中綴り冊子、表紙含む）、必要部数

ウ SNSを活用した広報の展開

InstagramやYouTube等のSNSを活用した広報の展開をし、来場者数の確保につなげること。

エ その他広報

TV広告やスポットCM等の活用により、来場者数の確保に向けた広報を行うこと。

また、広報後何らかの事情により会場等の変更や狩猟フェスタの中止を余儀なくされる事態が発生した場合には、必ず県と協議のうえその旨について広報すること。

(12) 警備担当

狩猟フェスタ当日において駐車場の誘導員を配置すること。

(13) 来場者アンケート

狩猟フェスタの来場者に対してアンケート調査を実施し、取りまとめて集計のうえ県へ報告すること。

なお、アンケートの項目については県と協議のうえ決定すること。

(14) 当日の記録撮影

狩猟フェスタ当日の各展示、出展、出演者等の記録写真（動画）を撮影し、データを電子媒体（CD又はDVD）に格納し、業務終了後に県に提出すること。

(15) 関係者等との調整及び情報等の共有

狩猟フェスタの実施にあたっては、共催者である一般社団法人高知県猟友会との打合せ、出展者への連絡調整、関係者間の協議を適宜行い、協議後には記録を作成し共有をすること。

飲食を提供する際の保健所への手続きなどは受託者が行うこと。

また、狩猟フェスタ当日に至るまでの間は適宜、進捗状況を報告し、関係者間で共有をすること。

(16) その他

何らかの事情により、狩猟フェスタが開催できなかった場合は、それに係る経費を実績に応じて調整するものとする。

5 わな猟体験ツアー

(1) わな猟体験ツアーの業務概要

外部講師に依頼し、わな猟免許取得希望者を主な対象とした体験ツアー（以下、「体験ツアー」という）を香美市と宿毛市の合計2回開催する。ツアーの企画及び広報、参加者の募集・案内、参加者の移動手段並びに安全性の確保を行い、体験ツアーに係る経費及び講師への報償費の支払い等を行う。

なお、主となる講師は県が指定し、講師への報償費は、1回あたり一式200,000円（税抜き）で見積もること。

(2) 開催時期及び場所

ア 体験ツアー1回目（香美市）

時期 11月上旬から令和9年1月下旬

場所 香美市

イ 体験ツアー2回目（宿毛市）

時期 11月上旬から令和9年1月下旬

場所 宿毛市

(3) 参加予定者数

「20人×2回=40人」を想定

(4) 人員体制

体験ツアー当日は、全体の進行及び安全対策のため人員を1名以上配置すること。

(5) 広報業務

ア デザイン等

(ア) 広報に使うデザイン、キャッチコピーともに受託者が考案すること。特にポスター・チラシについては、若い世代の集客促進に効果的な内容とし、受託者が製作すること。また、掲載内容の詳細については県と別途協議のうえ決定すること。

イ チラシを以下のとおり製作すること。

(ア) 体験ツアー1回目（香美市）の参加者を募集するチラシ

規 格：A4、カラー

最低数量：1,000部

納品期限：令和8年9月25日

(イ) 体験ツアー2回目（宿毛市）の参加者を募集するチラシ

規 格：A4、カラー

最低数量：1,000部

納品期限：令和8年9月25日

なお、(ア)及び(イ)をまとめて1枚のチラシとすることは妨げないが、その場合の規格はA4カラー、3,000部とし、納品期限は令和8年9月25日とする。

チラシの校正は、県が校了とするまで行い、県の指定箇所（約150か所を想定）に指定する数を配布するとともに、残数は県へ納入すること。内容に関しては県と協議のうえ決定すること。

(6) 運営

- ア 関係者（外部講師）等と交渉し、承諾を得ること。
- イ 十分な安全確保やツアーの円滑な運営が図れるよう取組を行うとともに、関係者（外部講師）等との十分な調整を図ること。
- ウ 万一来に備え、イベント保険に加入すること。
- エ 集合場所から開催地への参加者の往復の移動手段を準備すること（宿毛のみ）。
- オ 外部講師が研修に要した経費（おなの損料等）を負担すること。
- カ 参加者の昼食及び昼食場所を準備すること（昼食代は参加者負担）。
- キ 開催場所又は開催場所近辺等にトイレを確保すること。

(7) 感染症対策

感染症対策のため、体温センサー、殺菌用アルコール等を配備する等の衛生管理を講ずるものとする。

(8) 参加者アンケート

ツアーの参加者に対してアンケート調査を実施し、取りまとめ集計のうえ報告すること。

なお、アンケートの項目は参加者の狩猟への意識や免許取得にあたっての課題を分析できる内容を提案することとし、県と協議のうえ決定すること。

(9) 当日の記録撮影

ツアー当日の記録写真（動画）を撮影し、データを電子媒体（CD又はDVD等）に格納し、業務終了後に県に提出すること。

(10) その他

何らかの事情により、ツアーが開催できなかった場合は、それに係る経費を実績に応じて調整するものとする。

6 委託業務の実施にあたっての留意事項

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに別記第1号様式により業務計画書を作成し、知事に提出すること。

(2) 業務実績報告書の提出

受託者は、受託業務完了の日から30日以内に、別記第2号様式により1通を関係書類を添えて知事に提出すること。

(3) 著作権者等確認書の提出

受託者はチラシ等に使用する全ての写真や画像等について、第三者の著作権を侵害していないことを証明する書類を別途作成し、チラシやポスター等の校正を依頼する場合又は県から提出の請求があった場合等に提出すること。

なお、提出をする書類には著作権者名及び使用承諾許可日を必ず記載すること。

(4) 委託料の請求

受託者は検査に合格したときは、請求金額や件名等を記載した請求書を作成し、知事に提出することができる。

7 成果品

受託者は、履行期限までに次の成果品を県に提出すること。

(1) 業務報告書

令和8年度狩猟の魅力発信事業委託業務に関する報告書

(2) 本事業で製作した印刷物等の最終版下PDFデータ及びJPEGデータ

(3) 狩猟フェスタ及びわな猟体験ツアーの記録写真（動画）

(4) その他、県が指示するもの

8 著作権等

(1) 広報物等に使用するため作成したイラスト、文章、図、デザイン等、業務に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 使用する写真の被写体が人物を含む場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(3) 作成をする広告物等は第三者の著作権を侵害してはならない。

9 情報公開

受託した業務及び受託者に関して、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

10 その他

(1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、県と十分な調整を行うこと。

(2) 本業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(3) 本概要に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と受託者で協議のうえ決定する。

11 昨年度実績（参考）

(1) 狩猟フェスタ

ア 日 時：令和7年10月26日（日）10:00～15:30

イ 場 所：高知ちばさんセンター大ホール

ウ 来場者数：2,832人（R5年度1,260人、R6年度2,352人）

エ 天 候：晴

(2) わな猟体験ツアー（宿毛市）

ア 日 時：令和7年11月22日（土）

イ 場 所：宿毛市一生原地区

ウ 来場者数：14名

エ 天 候：晴

オ 内 容：シカ捕獲の現場体験
くくりわなの設置講習、猟具の紹介等
獣道の見つけ方、くくりわなの設置のコツ等
座学
猟具の紹介、事例紹介等

(3) わな猟体験ツアー（香美市）

ア 日 時：令和7年12月13日（土）
イ 場 所：香美市土佐山田町平山地区
ウ 来場者数：23名
エ 天 候：曇り
オ 内 容：諸注意・基本事項説明
くくりわなの設置実習・獣道の見つけ方
鹿の解体見学